

金融ビッグバンと国民生活

野田 正穂

1. なぜいまビッグバンか

ビッグバンとは、今から10年少し前の1986年10月、イギリスのサッチャー政権がおし進めた証券市場改革につけられた名称である。イギリス国民の立場からみて、改革の名に値するものであったかどうかはともかく、たかが証券市場の改革を大げさにもなぜビッグバンと名付けたのか。ビッグバンというのは今から約150億年前の宇宙のはじまりといわれた大爆発、いくら証券市場の大きな改革とはいえ、ビッグバンという表現はどうみても適切ではない。

それはともかく、イギリスの証券市場はこのビッグバンによってどのように改革されたかという、たとえば証券の委託売買のさいブローカーに支払う手数料を自由化する、長い間の伝統となっていた顧客の委託で売買するブローカーと自己売買を専門にするジョバー（ディーラー）の分業をやめ両者の兼営を認める、譲渡印紙税（日本の有価証券取引税に相当）を引き上げる、などで以上のうちの手数料の自由化、取引税の引下げもしくは廃止は今の日本の金融ビッグバンでも問題になっている。

以上のような内容を見ると、1979年に発足したサッチャー政権の規制緩和・民営化路線の金融版がビッグバンということになる。それにしても、イギリスのビッグバンが証券の分野を中心にしていたのに対して、これから検討する日本の金融ビッグバンが証券だけでなく、銀行・信託・保険、そして郵貯など金融の広範な分野にわたって進められようとしているのは、イギリスと日本との間で、金融制度の仕組み、金融自由化の進展などが違うからである。

ところで、規制緩和・民営化路線はイギリスのサ

ッチャー政権だけでなく、1981年に発足したアメリカのレーガン政権、1982年に発足した日本の中曽根政権その他が軌を一にしておし進めた政策であった。アメリカのフリードマンに代表される新自由主義にもとづくもので、要するに民間の経済活動に対する政府の規制を緩和・撤廃し、大企業・大銀行を中心とする経済活動を自由な市場原理、競争原理にゆだねることによって活性化する、という政策である。その背後には、70年代後半以降の資本主義経済の行きづまり（低成長への移行）と不安定化（変動相場制への移行）、パイの分け前をめぐる国際的な競争の激化、大企業・大銀行の多国籍化と投機活動の横行、そして国家財政の破綻があったことは、いうまでもない。

したがって、規制緩和・民営化路線は、一方で大企業や大銀行の収益機会の拡大をはかる規制の緩和、法人税の軽減、公企業の民営化おし進め、他方では労働法制の改悪、社会保障の切下げ、消費税など間接税の引上げなど国民に犠牲を強いるものであり、この点では国鉄の分割・民営化に象徴される中曽根政権およびそれ以降の政権による規制緩和・民営化も本質的に何ら異なるところはない。そして、以上のような規制緩和・民営化路線はいま、97年5月のイギリス総選挙で保守党が歴史的な大敗北を喫したように、各国で国民のきびしい審判にさらされているのである。

にもかかわらず、橋本政権は今までの規制緩和・民営化路線をさらに強力に推進するため、96年11月、「行政、財政構造、社会保障、経済構造、金融システム、教育」の6大改革を最大の政治課題として打ち出したのである。その背景には、90年代にはいっ

てから日本経済が直面している深刻な危機があった。政府の『経済白書』でも「先進国では驚くべき例外的な低成長」と嘆かざるをえないように、バブルの崩壊に始まる不況は5年以上にわたって長期化し、政府は景気のでこ入れをはじめ危機打開策をはかるにも深刻な手づまり、閉塞状況に陥っているのである。

このような状況の中で、財界はアメリカの要求にもこたえて、規制の緩和・撤廃によって多国籍化した大企業や大銀行の利益と支配の拡大をはかり、あわよくば閉塞状況を打開しようと6大改革、とくに経済や金融に関する「例外なき規制緩和」を打ち出したのである。96年10月、財界の総本山・経団連が政府に要望した「規制緩和」のうち、銀行・証券・保険に関するものをみると、業務分野規制の見直し、株式委託売買手数料の自由化、外国為替管理制度の抜本的見直しなど、実に168項目に及んでいた。

そして橋本首相は97年1月、国会の施政方針演説で「東京をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場に復権させる」「1200兆円にのぼる個人金融資産を有利に運用できるようにする」「透明で公正な金融行政をおこなう」と、金融ビッグバンについてのビジョンを述べた。マスコミはこれに呼応して、金融ビッグバンで日本の金融に大変動がおけると書き立て、国民の関心は大いに高まることになった。金融ビッグバンを表題に掲げた本だけでもすでに50冊を越え、なおあとをたたない。はたして、金融ビッグバンによって、利用者とともに国民にとって利便性の高い(貯蓄を有利に運用できる)金融の仕組みが出現するのであろうか。

2. 焦点は金融持株会社の解禁

金融ビッグバンは対象が広範囲にわたっているため、その焦点がどこにあるのか、一般の国民にはなかなか判りにくい。マスコミも「危ない銀行はどこか」「優勢なのは外資系」「保険にも保険が必要」などと興味本位に書きたるため、金融ビッグバンは金融に関する規制のどこを緩和し撤廃しようとしているのか、その結果、国民生活にどのような影響が生じるのか、という問題の本質がほかされることになる。この点で注目されるのは、金融ビッグバンの

旗振り役をつとめている金融制度調査会など政府の金融関係5審議会が、97年6月に「改革の基本的視点」をつぎのように述べていることであろう。「今回の金融システム改革は、自由化の思い切った総仕上げを行うことを中心とする極めて広範かつ抜本的な市場改革」であると。

そうであるとすれば、金融ビッグバンを中曽根政権いらいの金融の規制緩和・自由化政策の延長線上に位置づけてとらえることが必要となる。金融の自由化とは、金利の自由化、業務分野の自由化、為替取引の自由化の3つからなるが、金利の自由化はすでに94年10月の普通預金などの金利の自由化によって完了しているから、金融ビッグバンで問題になる自由化とは、何よりも業務分野の自由化と為替取引の自由化ということになる。そして両者こそが、大企業や大銀行が金融ビッグバンでねらった最大の焦点であるといえよう。

金融は銀行(預金を扱う金融機関はすべて銀行)、証券、保険などの産業を担い手としているが、それぞれについて、企業の設立から経営に至るまで、各種の業法(銀行法、証券取引法、保険業法など)による公的な規制が設けられている。人間の体にたとえていえば血液の循環にも相当する金融は、他の産業にはみられないきわめて公共性の高い、社会的役割の大きい産業だからである。いま銀行業についていえば、銀行法は銀行の業務を預金、貸付け、為替という銀行の固有業務とそれに付随する業務に限定し、それ以外の業務の兼営を禁止している。また、証券業についていえば、証券取引法は証券会社の業務を有価証券の売買の媒介や取次ぎ、その引受けと売出しなどに限定し、それ以外の業務の兼営を禁止している。

日本では明治いらい、例外を別とすれば、銀行業務と証券業務は基本的に分離されてきたが、とくに第2次世界大戦後の占領下の「金融制度改革」により以上の分離は法的にも明確にされた。その範となったのは、アメリカにおける銀行業務と証券業務の分離であった。周知のように、アメリカでは1929年の大恐慌まで銀行やその子会社は証券業務を兼ね、そのため29年恐慌のさいの株価の大暴落が多数の銀行倒産の引き金となった経験から、33年のグラス・

金融ビッグバンと国民生活

スティーガル法で銀行業務とリスクの大きい証券業務を明確に分離することにしたのである。

現在、アメリカでも大銀行は証券業務その他に手を広げようとしており、そのためこのグラス・スティーガル法を骨抜きにし廃止しようとする動きが強まっているが、この点については、ペンシルバニア大学教授でノーベル経済学賞を受賞したローレンス・クラインが92年に次のように述べているのが注目される。「アメリカで銀行・証券両業界に垣根を置くグラス・スティーガル法を廃止しようとの動きがあるが、危険な傾向だ。経済活動に伴う諸規制を完全に撤廃するのはよくない」と。

80年代に日本で問題になった業務分野の自由化とは、銀行業務と証券業務を分離した以上のような規制を緩和し撤廃し、銀行の証券業務への参入を自由化する「規制緩和・自由化」にほかならない。周知のように、70年代後半以降の経済の高度成長から低成長への移行、そのもとでの資金余剰・「金あまり」の中で、大企業は必要な資金を銀行借入よりも証券の発行で調達するいわゆる「銀行離れ」を強めるようになり、銀行は利ざやの縮小と資金運用難に陥った。そこで、大銀行などは比較的高い利ざやを確保できる中小企業向け・個人向けの貸出しをふやすとともに、あらたな収益機会を求めて証券業務への参入をはかり、業務分野の自由化を強く要求したのである。ちなみに、80年度から85年度までの間、証券会社の利益はめざましい伸びを示し、経常収益はこの間に4.0倍と、銀行の2.1倍を大きく上回っていた。

80年代半ば以降のいわゆる「金融制度改革」は以上のような大銀行の要求だけでなく、84年5月以降の日米円ドル委員会での「日本金融市場の門戸開放」というアメリカ政府の要求によっても推進されたが、その中で、大銀行とくに都市銀行上位6行は当初ドイツ式のユニバーサルバンク（銀行が銀行業務と証券業務の両方を兼営する）を要求した。しかし、証券業界の反対その他から、最終的には業態別子会社方式（銀行が証券子会社を設立し、証券会社が信託子会社を設立する）による相互参入がきまったのである。注目されるのは以上の過程で大銀行が最も現実的で望ましい方式として打ち出したのが、金融持株会社の設立であったことであろう。しかし、金融

だけのために純粋持株会社の設立を禁止した独占禁止法の改正を要求するのは困難という理由で、金融持株会社の設立は見送られることになった。

つまり、金融ビッグバンで浮上した金融持株会社方式は突如持ち上がったものではなく、80年代の金融制度改革の中ですでに問題になっており、独占禁止法の改正（改悪）とともにいつでも浮上する性格をもっていたのである。そして、財界は97年6月、オール与党体制という悪法「ところてん」国会の政治情勢を利用して独占禁止法、なかでも純粋持株会社を禁止した第9条の改正に成功を収め、ここに大銀行が狙っていた金融持株会社の設立、それによる金融コングロマリット（複合体）化への道が開かれることになった。

大銀行は金融持株会社方式で証券、信託、保険、リースなどの金融機関を傘下におさめ、これらの業種に参入するだけでなく、さらに銀行本体でも投資信託などの窓口販売を可能にする規制緩和にも成功し、二重の意味で業務の多様化を実現することにより、国内外でその支配の拡大をおし進めようとしている。このような金融持株会社がいかに多くの問題、国民の立場からは「危険性」をかかえているかを、次に検討してみることにしたい。

3. 金融持株会社の「危険性」

大銀行などが金融持株会社の実現を要求したのは、業務の多様化、収益機会と支配の拡大をはかるためであるが、何よりも証券業務への進出は、その最大の狙いであったといえよう。長期的には間接金融から直接金融への移行が不可避とみられているからである。しかし、銀行が証券業務その他を直接的であれ間接的であれ、兼営することには多くの問題があるとみなければならない。

周知のように、銀行の機能には大きく分けて預金を貸付けなどで運用する資金仲介機能と、預金（普通預金、当座預金）を通貨として機能させる決済機能とがある。後者のためには、中央銀行（日銀）を頂点とする銀行間のネットワークが必要になるが、今日ではこのような決済システムは企業と企業の間だけでなく、企業と個人の間でも（給料の口座振込や公共料金などの口座振替えなど）広く利用されて

いる。以上のような銀行の機能は、証券会社その他の(広義の)金融機関にはみられない銀行特有の機能であり、また決済システムを中心とする信用秩序を維持するために、銀行の健全経営のほかに預金保険制度や中央銀行の特別融資といったセーフティネットが準備されているのも、銀行のもつ強い公共性によるといえる。

したがって、金融持株会社の傘下にある証券会社などの経営不振や破綻が兄弟会社である銀行の信用をおびやかしたり、銀行のセーフティネットが他の兄弟会社の救済に利用されたりする事態は、絶対に許されるものではない。大蔵省も、銀行のほかに証券会社や保険会社を子会社にもつ金融持株会社に対しては、信用秩序の安定や預金者保護のために「厳しい」監督が必要だとしているが、このことは金融持株会社には重大な「危険性」があることを裏付けているといえよう。この点では、銀行業務と証券業務の分離の原則を生んだ1929年の大恐慌の教訓をいま一度思い起こすことが必要であろう。

次に、金融持株会社傘下の銀行と証券会社その他の間に深刻な「利益相反」がおこる可能性があることも指摘しておかなければならない。たとえば、銀行が兄弟会社に対して、他よりも有利な条件で取引することは、銀行の株主や預金者の利益をそこない、兄弟会社を不当に優遇することになりかねない。また、住専の破綻問題が明らかにしたように、銀行がその不良債権を兄弟会社に肩代わりするような事態も予想される。このような利益相反に対して、兄弟会社は金融取引を競うライバル同士であるから利益相反はおこりえないとの反論もなされているが、その一方で、金融持株会社は兄弟会社の間に「合併に近い効果を生む」という矛盾した主張もなされており、以上のような反論は説得力に乏しい。

しかし最大の問題は、金融持株会社を通ずる銀行の産業支配力、ひいては経済支配力のいちじるしい強化であろう。銀行と証券会社が分離している場合、企業がその資金調達にさいして銀行借入れを選ぶか証券発行を選ぶかは最終的には企業に選択権があったが、金融持株会社がその傘下に銀行と証券会社をもつ場合は、金融持株会社が企業の資金調達に対して事実上の決定権をもつことになろう。しかも、銀

行は企業の株式を5%を限度として保有し、貸出しその他を合わせて企業に対して一定の支配力を保持していたが、金融持株会社の場合は傘下の金融機関の株式保有は合計して15%まで認められることになった。5%を限度としたのは、株式保有を通ずる銀行の支配力を制限するためであったことをみると、金融持株会社の産業企業に対する支配力は格段に強化されることになろう。

この他、持株会社一般に共通する問題、たとえば子会社の株主の権利をいかにして守るか、子会社の従業員には親会社である持株会社との団体交渉権は認められるのか、子会社間における労働条件の分断や子会社の売却による労働条件の悪化を防止できるか、さらに子会社の情報開示に対する親会社の干渉を防止できるのか、などさまざまな問題があることも指摘しておきたい。

以上のように、金融持株会社には多くの「危険性」があるが、都銀をはじめとする大銀行は金融持株会社を通じてかねてよりの要求であった事実上のユニバーサルバンクを実現することにより、巨大な金融複合体を形成し、経済に対して大きな影響力、支配力を及ぼそうとしている。いま、巨額の貸出しの不良債権化、住専問題でみられた母体行責任の放棄、総会屋・暴力団に対する利益供与、変額保険などの銀行法違反がもたらした金融被害その他、銀行のかずかずの反社会的行動が大きな問題になっている。そして、大銀行など金融機関に対して、法律をはじめとするルールの厳守、金融節度の堅持、社会的責任とモラルの尊重が強く求められている現状をみると、大銀行が金融持株会社を通じてその支配力・競争力を一段と強化することに危惧をもたない国民は少ない。利益至上主義に立った強大な銀行の反社会的行動が国民にもたらす被害ははかり知れないからである。

4. 誰のための「使い勝手のよさ」

政府やマスコミは金融ビッグバンの効果として、「使い勝手のよい」金融が実現すると盛んに宣伝しているが、問題は誰にとって「使い勝手がよい」かであろう。そこで、金融ビッグバンでとり上げられている問題の中から、国民にとって直接関係のある、

金融ビッグバンと国民生活

また身近でわかりやすい問題を取り上げ、検討してみることにはしたい。

まず、株式の委託売買手数料の自由化であるが、すでに見たように、イギリスのビッグバン、つまり証券市場改革のイの一番に取り上げられたのもこの手数料の自由化であった。97年の『経済白書』は日本版ビッグバンとの関連でイギリスの手数料自由化の結果を分析しているが、要するに大口取引の手数料の平均は低下したが、小口取引の手数料はむしろ上昇し、個人投資家の株式離れに拍車をかけたことを認めている。手数料の自由化をはじめとするビッグバンで利益をえたのは、年金基金や生命保険など大手の資金運用者であり、また、ロンドン金融市場に進出しイギリスの証券業者の多くを支配下においた海外の銀行・証券会社であったのである（プレーヤーは外資系ということでウィンブルドン現象という）。

日本でも金融ビッグバンの柱の一つに株式の委託売買手数料の自由化があげられているが、すでに94年4月から売買代金10億円超の大口取引については自由化され、さらに98年4月からは5000万円超についても自由化されることが決まっている。問題は100万円から1000万円位までの小口取引の手数料であるが、自由化の結果として引き上げられる可能性が強い、というのが証券界などの有力な見方となっている。

次に、イギリスのビッグバンでも問題になった有価証券取引税（現行は売り手が売却額の一定割合を負担、株式の場合0.21%）の軽減問題を検討してみよう。証券界をはじめとする財界は、取引コストを高め証券投資が海外へ流出する恐れがあるとの口実で、取引税の撤廃を強く要求している。しかし、税制については税負担の公平性の観点から総合的に判断すること、とくに取引税については欧米諸国と比べて低いキャピタルゲイン課税との関連でみると、などが要求されよう。問題はかりに取引税が軽減ないし撤廃された場合、最大の受益者は証券会社と機関投資家だということである。このことは、96年の売買シェアのうち、証券会社が33.0%、内外の機関投資家が40.2%であるのに対して、個人はわずかに15.3%にすぎないことから、明らかであろう。

また、日米保険協議でアメリカが強く迫った保険

料率の自由化も96年12月にきまり、98年には実現の運びとなった。すでに規制の緩和がはじまった自動車保険を例にとると、年齢、性別、運転歴、地域、車種などによって保険料に格差が設けられることになり、危険率の高い未成年者の場合、保険料は現行の3倍にもなる場合があるという。そして、保険料が割高になる層が保険に入らず、無保険車がふえる可能性が懸念されている。事実、アメリカでは全体の2割近くが無保険車となっており、無保険車に対する罰則の強化要因となった保険料率の格差の是正という、日本に迫った自由化とは逆行する動きも出始めているという。アメリカは日本に対して小規模小売店法の規制緩和を強く要求しておきながら、国内では規制を続けている（ニューヨーク州など）のとはよく似ており、ここにも日本政府の対米従属ぶりが露骨に示されているといえよう。

保険料率の自由化は、自動車保険の場合は、現行よりも低い料率が適用される利用者にとっては利益となっても、無保険車の増大という深刻な社会問題をひきおこすことになる。

ところで、金融ビッグバンのフロントランナー・先陣に位置づけられたのが98年4月からの新外為替法の施行である。マスコミはコンビニで外貨両替ができるなどその利便性をうたっているが、はたしてコンビニがにせ札の鑑別などのコストを払ってまで両替をおこなうか、早くも疑問の声が上がっている。また、海外への送金や海外での銀行口座の開設などが自由になるといっても、実際にこれらを利用するのは主として高額所得者などの富裕層（ある銀行は40万人から50万人とはじいている）であろう。それよりも、新外為法の最大の受益者は多国籍化した大企業や商社であることを見落とすことはできない。海外子会社と本社間の資金の相殺決済（ネットィング）によって為替手数料の節約が可能となるからであり、すでに自動車・電機などの巨大企業は、世界的な規模でのネットィングの拠点づくりをはじめめている。

以上のように、新外為法は主として富裕層と多国籍企業に多大の利益をもたらす反面、為替の安定化に必要な為替管理、とくに為替投機の規制などを困難にするという重大な問題をひきおこすことにもな

ろう。

5. 国民貯蓄をリスクにさらす

橋本首相その他が金融ビッグバンの国民にとっての利便性向上の第1にあげているのは「1200兆円の個人金融資産の効率的な運用」である。そしてこのこととの関連で、いま脚光をあびているのが銀行窓口での投資信託の販売であるが、はたして国民にとって史上最低の金利の預貯金に代わる安全で有利な選択が可能になるのであろうか。

まず確認しておく必要があるのは、1200兆円の構成である。96年末でみると、52.0%が定期性預金と信託、25.1%が保険、そして11.3%が現金と要求払い預金であるのに対して、証券は投資信託を含め11.6%にすぎない。政府や財界からみると、このような構成は安全性に非常に偏った資産選択の結果であり、金融ビッグバンによって証券をはじめ多様な金融商品を提供することができれば、国民の資産選択の余地は大きく拡大するし、大企業はもとよりベンチャー企業などの証券による資金調達も容易になる、という。そして、リスクの大きい株式や社債（ヤオハンの例が示しているように社債も安全ではない）に国民の金融資産を直接動員するよりも、まずアメリカで人気の高い投資信託を通じて間接的な運用に道を開く必要がある、というわけである。

このような政府や財界の期待については、個人金融資産に占める証券の比重は、89年末には22.8%にも達していたことを指摘しなければならない。しかし、バブルの崩壊にともなう株価の暴落によって個人投資家は大きな損失を蒙っただけでなく、91年以降のあいつぐ証券スキャンダル（大口投資家に対する損失補填、株価操作、総会屋・暴力団に対する利益供与など）によって、証券会社に対する信頼は地に落ちているのが現状といえよう。もともと証券は元本保証のないリスクの大きな金融商品であり、とくに株式についていえば配当や1株あたりの利益にくらべて株価が高すぎるため投資魅力が大きく低下している。長期の不況のなかで、個人貯蓄が安全性志向を強めているのは当然の結果といわなければならない。

ところが、大銀行などは93年以降あいついで子会

社方式で投資信託業務に進出（96年末で8社）しており、銀行系投資信託の販売ルートを広大するために窓口販売を強く要求していたのである。その結果、96年末以降に本格化する金融ビッグバンにより、98年には銀行の窓口での販売が実現する運びとなったが、これについては次のような問題が指摘されよう。

まず、投資信託は株式投資信託にみられるように元本保証がなくリスクの大きい金融商品であり、比較的安全性が高いといわれる公社債投資信託も、金利の上昇がおこれば値下がり、元本割れは不可避である。このように預金と投資信託はリスクや元本保証の点で質的に異なるだけでなく、預金は銀行それ自身の金融商品であるのに対して、窓口で販売される投資信託は銀行本体ではなくその子会社などの金融商品であり、販売主体を異にしている。その結果、顧客が窓口で販売される投資信託の以上のような性格を誤認したり、預金と混同したりする危険性はかなり高い。

そこで、同じ銀行の本支店の中でも、預金と投資信託の窓口を分けたり、顧客に両者の質的な違いを十分説明することが必要になるが、アメリカでも監督機関によって課せられている以上のようなガイドラインは十分に守られていないという。銀行窓口での投資信託の販売については、預金者保護の上からも多くの問題があるといわなければならない。

最後に、橋本首相が強調する東京金融市場の「復権」と行政の透明化について、一言ふれておく。

80年代後半に東京市場における為替や証券の売買が一時ニューヨーク市場を超えたことは事実であるが、これはあくまでもバブルの結果であった。バブルが崩壊した現在、そして21世紀のアジア経済に占める中国の比重の上昇を考えると、東京市場の「復権」は財界の「夢もう一度」の類であり、金融制度調査会の委員の中からも「高望み」の声が上がっている。まして、東京市場の「復権」と国民生活の関係については、政府や財界は口をつぐんだままである。

また、不透明な密室での行政を透明化するのは当然であるが、そのためには政官財の構造的な癒着を打破すること、金融機関がルールとモラルを尊重することが先決であることはいうまでもない。

金融ビッグバンと国民生活

6. おわりに

以上のように、金融ビッグバンを通じて政府や財界が狙っているのは、多国籍化した大企業や大銀行の収益機会の拡大と経済支配の拡大であり、とくに大銀行にとっては証券・保険などへの参入による金融コングロマリット化であるといつてよい。その結果、金融機関の間では弱肉強食の「生き残りをかけた」競争が展開され、淘汰と集中が大きく進むことが予想される。しかし、国民生活にとっては、各種手数料の引下げなど多少のおこぼれはあるものの、自己責任の押しつけ、リスクの大きい資産選択への誘導により、多くの新たな金融被害がもたらされることになろう。

金融ビッグバンが80年代いらいの規制緩和・民営化路線の「総仕上げ」である以上、すでにイギリスその他で検証済みの規制緩和の弊害と無関係ではありえない。この点で注目されるのは、97年5月のイギリスの総選挙でサッチャーの保守党が歴史的に大敗を喫したことであろう。規制緩和・民営化路線が

もたらした強者の論理の支配、貧富の格差の拡大、福祉社会にかわるゆとりのない競争社会化、教育と医療の荒廃などが生んだ結果である。しかし2大政党制のもとで保守党と政策的には大差のない労働党を選択する以外になかったことは、イギリス国民に大きな問題を残すことになったといえよう。

また、ニュージーランドでも84年いらい、金融その他の規制緩和、公企業の民営化、所得税の引上げと消費税の導入などの「構造改革」がおこなわれたが、これについてオークランド大学のケルシー教授は次のように述べている（『日本経済新聞』97年9月10日付）。改革は航空料金の値下がりなど消費者に便利になった面はあるが、その最も重要な影響は、社会的強者と弱者を生み、貧富の格差を拡大したこと、へき地の交通サービスが低下したこと、労働者の多くが不利な労働契約をよぎなくされたこと、そして家庭内暴力の増大など社会不安が増大したことであると。日本にとっても、他山の石とすべき指摘といわなければならない。

（理事・法政大学教授）

**「失業解消」をうたつての危険な
大量失業創出策を切る！**

21世紀にかけて日本の失業者数は、実に2000万人！ 日経連自身が想定するこの数値は「産業構造変革」で解決するのか？ 深刻化する雇用・失業問題を、規制緩和との関わりで多面的に検討する。労働市場の現況や欧米における規制緩和と政策と雇用の実態、財界の雇用創出論の矛盾等の解明とともに、真の打開の道を探る。

●
好評発売中！

規制緩和と
雇用・失業問題

規制緩和と 雇用・失業問題

加藤佑治・内山昂監修/労働総研編

〈四六判上製〉本体2400円（税別）〒380

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 **新日本出版社** ☎03(3423)8402(営)